

令和5年度デジならキャンペーン 規程

(趣旨)

第1条 労働力人口の減少、また、地域の人口減少も続く中で、県の今後の経済・産業の発展に向け、県内小規模事業者等への確かつ迅速に支援するため、参画金融機関との連携を図り、経営課題や需要に合った SaaS サービスの導入支援に関する、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 「参画金融機関」とは、銀行法第4条に基づく銀行業の免許を受けている、かつ奈良県内に支店を設置している銀行業を営む者及び下記法律を根拠とする協同組織金融機関であり、かつ奈良県内に支店を設置している者をいう。

- (1) 農林中央金庫法
- (2) 中小企業等協同組合法
- (3) 協同組合による金融事業に関する法律
- (4) 信用金庫法
- (5) 労働金庫法
- (6) 農業協同組合法
- (7) 水産業協同組合法

- 2 SaaS サービスとは、第5条で定められたインターネットを通じてソフトウェアをユーザーに提供するサービスのことをいう。
- 3 SaaS サービス事業者とは、デジならキャンペーン（以下「本キャンペーン」という）に賛同し、参画金融機関が作成するキャンペーン対象商品一覧に掲載される SaaS サービス提供事業者のことをいう。
- 4 県内小規模事業者等とは、第9条に定められた者のことをいう。

(キャンペーン概要)

第3条 日頃から県内中小企業と深い接点を持つ金融機関と連携し、県内小規模事業者等が取り組むオンライン対応強化のため、SaaS サービス導入に要する費用（税抜き）の1/2（割引上限額 200千円）割引できるクーポンを発行し、デジタル化の支援を行う。

- 2 キャンペーン期間は、令和5年8月1日（火）～令和6年1月31日（水）とする。

(事務局)

第4条 奈良県小規模事業者等デジタル化推進協議会事務局（以下「事務局」という。）が本キャンペーンに必要な事務を実施する。

(SaaS サービス事業者の役割)

第5条 本キャンペーンに賛同する SaaS サービス事業者は、本キャンペーン参画に関する別紙1「誓約書」の提出と併せて事務局に SaaS サービスの登録を申請するものとする。なお、本キャンペーンの下

記助成対象要件をもとに事務局が審査する。

- ① 参画金融機関及び事務局から推薦のある SaaS サービスであり、かつ、導入効果を継続的にもたらしものであること。
- ② SaaS サービス導入にかかる初期経費を補助対象とする。
- ③ 買取型の商品については、認めない。

- 2 SaaS サービス事業者は、事務局からのキャンペーン利用申請情報を受け付けた後、県内小規模事業者等との商談を進め、県内小規模事業者等から SaaS サービスの導入意向を受けた場合、クーポン利用額が分かる割引価格での見積書を作成する。併せて SaaS サービス事業者は、別紙 3「クーポン交付依頼書」及び見積書（写）を速やかに事務局にメールで提出すること。
- 3 クーポン交付後、県内小規模事業者等から SaaS サービス導入の取り止めの申し出があった場合、SaaS サービス事業者は、速やかに別紙 4「クーポン交付取消依頼書」を事務局に提出すること。
- 4 SaaS サービス事業者が事務局へ提出する支払の根拠資料の提出期限は、令和 6 年 2 月 2 9 日（木）事務局必着とする。期限を越える場合、事務局は支払に応じない。

（参画金融機関の業務）

第 6 条 参画金融機関は、導入サポートを行い本キャンペーンに登録されている商品（他行推薦 SaaS サービスも含む）の中から県内小規模事業者等にとって経営上適した SaaS サービスについて情報提供を実施すること。

- 2 第 1 項により県内小規模事業者等が SaaS サービスの導入を希望する場合、参画金融機関は、別紙 2「本キャンペーン利用申請兼同意書」を徴求する。また、本キャンペーン利用申請として必要なデータ管理として事務局が活用する情報管理プラットフォームへの入力代行及び導入サポート内容の入力を実施し、速やかに事務局に申請するよう調整する。
- 3 本キャンペーンの円滑な執行を図るため、県内小規模事業者等、SaaS サービス事業者及び事務局と連携を図る。
- 4 SaaS サービス導入後の県内小規模事業者等のフォローを継続的に実施することとし、県内小規模事業者が SaaS サービス導入後の継続的な利用状況や SaaS サービス導入後の効果を把握すること。
- 5 参画金融機関は、県内小規模事業者等が第 7 条第 11 項に定める返金が発生する場合、速やかに事務局に報告する。事務局は、SaaS サービス事業者に返金額を確認し、SaaS サービス事業者から返金される金額の割引率に応じた金額を返金するよう返金通知書を作成し、県内小規模事業者等に通知する。なお、県内小規模事業者等が期限内に返金に応じない場合、金融機関は、返金手続きが進むよう事務局に協力する。
- 6 県内小規模事業者等へ SaaS サービス導入サポート等を実施することにより取得したデータ及び資料については、提案日の属する年度の終了後 5 年間保存すること。SaaS サービス導入後のフォロー・効果の確認等により収集したデータについても同じとする。
- 7 第 6 項により収集したデータについて、今年度に限らず事務局より求められた際は、個人情報伏せて提供する。

(割引クーポン概要)

- 第7条 事務局は、県内小規模事業者等1者あたり、SaaS サービス導入に要する費用(税抜き)の1/2を限度とする(最大200千円)割引クーポンを発行する。クーポンの発行は、県内小規模事業者等1者あたり1回までとし、そのクーポンの利用回数も1回限りとする。
- 2 県内小規模事業者等が割引クーポンを利用できる有効期限は、第3条第2項で定めるキャンペーン期間中とする。
 - 3 県内小規模事業者等は、本キャンペーンに登録されているSaaS サービス導入を希望し、預金口座のある参画金融機関を通して令和6年1月31日(水)までに本キャンペーン利用申請を行うこと。
 - 4 県内小規模事業者等がキャンペーン利用申請で提供する内容は、会社名、本社所在または提案先所在地、担当者、担当者役職、連絡先メールアドレス、電話番号、会社属性情報(従業員数規模、業種、業績傾向)、希望するソリューション名とする。
 - 5 事務局は、前項の申請内容を確認し、内容に不備がなければ、SaaS サービス事業者へ第4項の内容を連絡する。
 - 6 事務局は、クーポンの交付依頼書及び見積書(写)を受け、確認の上採択結果を通知する。採択された場合は、先着順でクーポンを発行する。
 - 7 事務局は、採択結果についてキャンペーン利用申請を受け付けた参画金融機関へも通知する。
 - 8 割引クーポン発行は、事務局がSaaS サービス事業者から提出されたクーポン交付依頼書を受け付けた日時を根拠とし、先着順とする。
 - 9 キャンペーン期間中であっても割引クーポン発行予定総額に達した時点で本キャンペーンを終了とする。
 - 10 事務局は、販売実績があったSaaS サービス事業者に対して、令和6年3月29日(金)までに割引額を支払う。なお、支払の根拠は、第6条第2項との突合、SaaS サービス事業者から提出されるSaaS サービス導入の申込日がわかる資料(写)、請求書、発行されたクーポン及びその他県内小規模業者等が割引価格で購入したことが分かる証憑書類とする。
 - 11 県内小規模事業者等は、SaaS サービス導入後に中途解約し、SaaS サービス事業者より返金が発生した場合、その返金額に対して割引率に応じた金額を事務局に返金する。
 - 12 県内小規模事業者等は、中途解約やクーポンの利用キャンセル等の事項については、SaaS サービス導入に関わった金融機関を通じて協議を図ること。
 - 13 本キャンペーン登録対象のSaaS サービス導入にあたって、本キャンペーンの支援以外に他の補助金等と重複する場合、割引クーポン発行対象としない。

(本キャンペーンの利用申請等)

- 第8条 県内小規模事業者等は、本キャンペーン参画金融機関からの導入サポートにより経営上適したSaaS サービスの情報提供を受け、そのSaaS サービスの導入を希望する場合に、参画金融機関へ本キャンペーン利用申請兼同意書を提出すること。
- 2 本申請内容の変更、辞退等の事象が発生した場合、速やかに参画金融機関を通じて事務局に連絡しなければならない。

(本キャンペーン利用対象者)

第9条 本キャンペーン利用対象者は下記の全ての要件を満たした者とする。

- ① 奈良県内に事業所を有する事業者・団体（中小企業基本法第2条1項に定める範囲の企業、個人事業主、NPO法人、任意団体等）であり、県内の事業所に本キャンペーンを利用してSaaSサービス導入を検討する者
※中小企業基本法第2条1項に定める範囲を超える企業は当てはまらない。
- ② SaaSサービス導入に関わった参画金融機関によりSaaSサービス導入の効果等についてのアンケートの回答を求められた際に協力することに同意する者
- ③ キャンペーン事業に係るすべての情報について、統計的な処理等をされて匿名性を確保しつつ公表される場合があることについて同意した者
- ④ 参画金融機関いずれかの預金口座を保有する者

2 前項に該当している者の内、対象外となる者は以下のとおりとする

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 県税等を滞納している者
- ③ 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中である者
- ④ 役員に、法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者又は禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる者
- ⑤ 申請者及び申請者の役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。
- ⑥ 政治団体（政治資金規正法第3条に定義される者）、宗教上の組織又は団体の者
- ⑦ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業等以外のものであって、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業等である者
- ⑧ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業等である者
- ⑨ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業等である者
- ⑩ 営業に関して必要な許認可等未取得していない者

※【参考】地方自治法施行令

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して

不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

（本キャンペーン利用に関する書類等の保存）

第 10 条 県内小規模事業者等は、本キャンペーンを利用した SaaS サービス導入に関する書類を、SaaS サービス導入の日の属する年度の終了後 5 年間、事務局の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（割引クーポン交付の取消）

第 11 条 事務局は、県内小規模事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、第 7 条の規定に基づく割引クーポン交付を取消すものとする。

① 以下に規定される様な事情が発生した場合

ア 参画金融機関の登録取消または SaaS サービスの登録取消となった場合

イ 第 16 条の規程により事務局からの指示に従わない場合

② 虚偽申請等不正事由がある場合

③ 割引クーポン対象となる SaaS サービスを、キャンペーン期間中に利用しなくなった場合

（割引クーポン利用分の返金）

第 12 条 県内小規模事業者等は、前条の規定に基づく取消しを受けたものの既に割引クーポンを利用している場合、事務局が指定する期限までに指定する方法で割引クーポン利用分を返金しなければならない。

（加算金）

第 13 条 県内小規模事業者等は、前条の規定による返還の命令を受けた場合は、割引クーポン利用の日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年利 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した加算金を事務局が指定する方法で納付しなければならない。

（延滞金）

第 14 条 県内小規模事業者等は、第 12 条の規定による返金の命令を受け、事務局が指定する期限までに返還金（加算金がある場合には加算金を含む。）を納付しなかつた場合は、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年利 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を

事務局に納付しなければならない。

(立入調査)

第 15 条 事務局は、本キャンペーン事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、県内小規模事業者等、SaaS サービス事業者及び参画金融機関に対し、本キャンペーン事業に関する報告を求め、又は事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問することができる。なお、本規定による検査は事前の通知若しくは連絡なく行うことができる。

2 前項の立入調査においては、県内小規模事業者等、SaaS サービス事業者及び参画金融機関が有する本キャンペーンにかかる一切の資料を対象とし、関連会社のみならず営業代理店等が介在した場合には当該別法人に関する資料及び関係性にまで、立入調査の対象が及ぶものとする。

3 第 1 項の立入調査を県内小規模事業者等、SaaS サービス事業者及び参画金融機関が正当な理由なく拒否した場合、事務局は第 11 条第 1 項の規定に基づく割引クーポン交付の取消しを行うことができるものとする。

(是正のための措置等)

第 16 条 事務局は、本キャンペーンが適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を取るべきことを県内小規模事業者等、SaaS サービス事業者及び参画金融機関に命ずることができる。

(情報管理及び秘密保持)

第 17 条 県内小規模事業者等、SaaS サービス事業者及び参画金融機関は、本キャンペーン事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(その他)

第 18 条 事務局は、本規程に定められた事項のほか、補助事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項について定めることができる。

附則

この規程は、令和 5 年（2023 年）8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年（2023 年）12 月 1 日から施行する。

誓約書

私は、この度のデジならキャンペーン対象 SaaS サービスに登録申請を行うに当たり、次の事項について誓約いたします。

1. 「令和 5 年度デジならキャンペーン規程」の内容に同意の上、当キャンペーン事務局が行った決定に対し、異議は一切申し立てません。
2. 法令を遵守するとともに事業の趣旨に則り、割引クーポンを自己又は自社の利益とするような行為は決して行いません。
3. 監査対応のため、当キャンペーンに関する書類は 5 年間保管します。
4. 本キャンペーン適用の登録商品については、令和 6 年 2 月 2 9 日（木）までに、SaaS サービスの導入及び事務局への請求書の提出を終え、当キャンペーンの手続きを完了することを確約いたします。
5. 次の各号のいずれにも該当しないこと（反社会的勢力ではないこと）を表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団関係者 ④総会屋 ⑤その他前各号に準ずるもの
6. 自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
① 反社会的勢力に対する資金提供など、反社会的勢力と密接な関係を持つ行為
② 暴力的な要求行為
③ 法的責任を超えた不当な要求行為
④ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
⑤ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴事務局の信用を毀損し、または貴事務局の業務を妨害する行為
⑥ その他前各号に準ずる行為
7. 本誓約が虚偽である、又はこの誓約に反した場合については、ただちに参画事業者としての資格を取り消され、本事業にかかる事業費を全額返還する等、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

年 月 日

SaaS サービス提供 事業者名	
代表者職・氏名	

デジならキャンペーン利用申請兼同意書

デジならキャンペーンの利用を申請するにあたりデジならキャンペーン規程の遵守及び下記事項について同意・確約いたします。

1、情報の開示

当社（当団体、私）のビジネス情報ニーズならびに、本キャンペーンの申請に必要な情報を以下の目的で提供することを同意します。

- ・デジならキャンペーン運営（提供先：事務局（以下「事務局」という。）、事務局がデータ管理として活用する情報管理プラットフォーム運営事業者）
- ・SaaS サービスの提案（提供先：SaaS サービス提供事業者（以下「紹介先」という。））
- ・奈良県事業者支援施策（提供先：奈良県）

2、有効期間

本件情報の有効期間は、本同意書記載の日付からデジならキャンペーン終了日とします。

3、情報の管理

当社（当団体、私）が、参画金融機関から入手した紹介先（他社）等の情報は、本サービス以外の目的で使用及び第三者（当社の役員、従業員以外の方など）には、開示いたしません。

4、商談の実施

当社（当団体、私）のビジネス情報ニーズに合致する企業が合った場合の当該企業との契約手続きは、当社（当団体、私）の判断・責任で行い、成約した取引について参画金融機関及び事務局は、一切の責任を負いません。

5、参画金融機関・事務局の免責事項

- ①参画金融機関・事務局は、「紹介先」の経営内容、業務内容、信用状況、「紹介先」から提出されたデータの内容等に関して保証する義務を負いません。
- ②当社（当団体、私）と「紹介先」等との間で紛議が発生した場合は、参画金融機関・事務局に故意または重過失がある場合を除き、当社（当団体、私）が自らの責任をもって処理するものとします。また、「本サービス」に関して当社（当団体、私）に損害が生じた場合は参画金融機関・事務局に故意または、重過失がある場合を除き参画金融機関・事務局は、損害賠償の責任は負いません。
- ③「本サービス」に関して、参画金融機関・事務局と「紹介先」等との間で紛議が発生した場合は、参画金融機関・事務局に故意または重過失がある場合を除き、当社（当団体、私）が自らの責任をもって処理するものとします。また、「本サービス」に関して、当社（当団体、私）に損害が生じた場合は、参画金融機関・事務局に故意または、重過失がある場合を除き当社（当団体、私）が損害を賠償するものとします。

6、アンケート調査の協力

- ①SaaS サービス導入後に金融機関より実施されるアンケート調査について、協力することを確約します。
- ②キャンペーン事業に係るすべての情報について、統計的な処理等をされて匿名性を確保しつつ公表される場合があることについて同意します。

7、他補助金等の利用有無

当社（当団体、私）は、本キャンペーンを利用するに当たり他の補助金等と重複していないことについて確約します。

8、本キャンペーン支援対象の確認

当社（当団体、私）は、キャンペーン規程 9 条に基づく奈良県内に事業所を有する事業者・団体（中小企業基本法第 2 条 1 項に定める範囲の企業、個人事業主、NPO 法人、任意団体等）に該当し、下記のいずれにも該当しないことを確約します。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ②県税等を滞納している者
- ③奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中である者
- ④役員に、法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者又は禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者がいる者
- ⑤申請者及び申請者の役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- ⑥政治団体（政治資金規正法第 3 条に定義されるもの）、宗教上の組織又は団体の者
- ⑦発行済株式の総数又は出資価額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業（中小企業等以外のもの）であって、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業等である者
- ⑧発行済株式の総数又は出資価額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業等である者
- ⑨大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業等である者
- ⑩営業に関して必要な許認可等を取得していない者

※【参考】地方自治法施行令

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。

その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

9、割引支援の返還

本キャンペーン規定第 11 条の割引クーポン交付の取消し要件に該当した場合、SaaS サービス導入の割引支援額を速やかに事務局に返還することを確約します。

年 月 日

導入希望 SaaS サービス名	
導入希望 SaaS サービス名	
導入希望 SaaS サービス名	
導入希望 SaaS サービス名	

事業者/団体 名	
代表者職・氏名	

別紙3

奈良県小規模事業者等デジタル化推進協議会事務局 宛

クーポン交付依頼書

所在地

事業者名

代表者名

番号 _____ 県内小規模事業者名 _____ より下記商品の購入希望
を受け付けましたので、クーポンの交付を依頼します。

キャンペーン対象商品名 : _____

キャンペーン対象商品通常価格 : _____

見積額（クーポン発行後（見込み）） : _____

【添付資料】

- ・見積書※の写し（クーポン発行後（見込み））

※見積書には、「クーポン割引」という項目を入れた割引後の価格が分かる見積書を作成すること。

別紙 4

奈良県小規模事業者等デジタル化推進協議会事務局 宛

クーポン交付取消依頼書

所在地

事業者名

代表者名

番号 _____ 県内小規模事業者名 _____ より下記商品の購入の取

り止めを受け付けましたので、クーポンの交付取消を依頼します。

キャンペーン対象商品名 : _____

キャンペーン対象商品通常価格 : _____

見積額（クーポン発行後（見込み）） : _____